

デイサービスセンター南の里 あい・あらはり

重要事項説明書

【令和7年 月 日現在】

社会福祉法人 正栄会

通所介護・第1号通所事業

重要事項説明書

1 〔目的〕

事業者は、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 〔運営方針〕

- 1) 通所介護、第1号事業所は、利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し計画的に行う。
- 2) 通所介護、第1号事業の実施にあたっては、市町村の保健、福祉、医療サービスとの総括的な連携を図り効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 「デイサービスセンター南の里あい・あらはり」の概要

(通所介護・第1号事業所)

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンター南の里 あい・あらはり
所 在 地	栃木県宇都宮市下荒針町3473-97
介護保険指定番号	通所介護・第1号通所事業 (宇都宮市0970104782)
サービスを提供する 対象地域	宇都宮市

(2) 同センターの職員体制【令和7年 月 日現在】

管 理 者	1名
生 活 相 談 員	3名
機 能 訓 練 指 導 員	3名
看 護 (准看護) 師	3名
介 護 職 員	7名

(3) 同センターの設備の概要

定 員	2 5 名	静 養 室	1 室	4 床
食堂兼機能訓練室	1 室 1 1 4.7 7 m ²	相 談 室	1 室	1 8. 7 1 m ²
浴 室	一般浴槽・特別浴槽・一人浴槽があります。 (特別浴槽は車椅子のまま入浴可)			
車椅子・ストレッチャー対応送迎車	4 台	小型車両	2 台	

(4) 営業時間

月曜日 ～ 土曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分
日曜日 及び 12 月 3 1 日～1 月 3 日	休業日

4 サービス内容

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 個別機能訓練
- (5) 口腔ケア
- (6) 生活相談 等

5 料金

(1) 利用料金

① 基本料金

第 1 号通所事業	介護保険適用時の 1 ヶ月当たり自己負担額	
	要支援 1	1, 7 9 8 単位
	要支援 2	3, 6 2 1 単位
通 所 介 護	介護保険適用時の 1 日当たり自己負担額	
	要介護 1	6 5 8 単位
	要介護 2	7 7 7 単位
	要介護 3	9 0 0 単位
	要介護 4	1, 0 2 3 単位
	要介護 5	1, 1 4 8 単位

② サービス提供料金概要(※当事業所が係る介護報酬加算と減算事項)

第 1 号通所事業	サービス提供体制強化 (Ⅰ)	要支援 1	8 8 単位
		要支援 2	1 7 6 単位
	サービス提供体制強化 (Ⅱ)	要支援 1	7 2 単位
		要支援 2	1 4 4 単位
	口腔機能向上費		1 5 0 単位
	運動器機能向上費		2 2 5 単位
	若年性認知症利用者受入費		2 4 0 単位
	栄養改善費		1 5 0 単位
	生活機能向上費		1 0 0 単位
	選択的サービス複数実施(Ⅰ)		4 8 0 単位
	選択的サービス複数実施(Ⅱ)		7 0 0 単位
	事業所評価		1 2 0 単位
	科学的介護推進体制費		4 0 単位
通 所 介 護	口腔機能向上費		1 6 0 単位
	若年性認知症利用者受入費		6 0 単位
	栄養改善費		2 0 0 単位
	サービス提供体制強化 (Ⅰ)		2 2 単位
	サービス提供体制強化 (Ⅱ)		1 8 単位
	サービス提供体制強化 (Ⅲ)		6 単位
	個別機能訓練費 (Ⅰ) イ		2 2 単位
	個別機能訓練費 (Ⅰ) ロ		1 8 単位
	個別機能訓練費 (Ⅱ)		2 0 単位
	認知症費		6 0 単位
	中度者ケア体制費		4 5 単位
	科学的介護推進体制費		4 0 単位
	※入浴加算Ⅰ (入浴を行った場合)		4 0 単位
	※送迎減算 (送迎を行わない場合)		▲ 4 7 単位／片道
	※地域区分及び単価等		6 級地 10.27 円
※介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数に 9.0% 乗じた単位数	

(2) 実費項目

①食事・おやつ代	8 4 0 円
②連絡帳ファイル代	2 5 0 円
③教養娯楽、レクリエーション材料費等	実費負担
④その他 おむつ代	1 5 0 円
パット代	5 0 円

(3) 支払方法

お支払いについては利用翌月 1 回、15 日ゆうちょ銀行自動引き落としとさせていただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当施設職員がお伺い致します。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください

②当施設の都合でサービスを終了する場合

不測の事態等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了 1 カ月前までに文書で通知致します。

③自動終了する場合

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が「自立」と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

次の事由に該当した場合は、お客様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者がお客様やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が破産した場合

次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・お客様のサービス利用料金の支払いを 3 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
- ・お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはお客様の入院もしくは病気等により、3 カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合（ケアマネージャーと連絡を取り合います。）
- ・お客様やご家族等が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

7 健康上の理由による中止

- (1)風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (2)当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更、または中止をすることがあります。
- (3)サービスを利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医等に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。

ただし、定員数の予約が入っている日や送迎の困難な場合などは、振り替えできませんので、御了承下さい。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9 非常災害対策

防災訓練 ----- 年2回以上、防災訓練を行います。その節はご協力のほど、お願い申し上げます。

10 食べ物等の持ち込みについて

食中毒予防の観点から、当施設では食べ物（特に生物）等の持ち込みをお断り致しております。万一、お持ちになった場合、お帰りの時まで、職員がお預かりさせて頂くこともございますので、持ち込みにならぬようお願い致します。

11 サービス内容に関する苦情

当センターが提供するサービスについての相談・苦情窓口

○苦情受付

管理部 南里 尚（連絡先 028-632-1900）

（受付時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分）

○苦情解決第三者委員会

第三者委員 片岡千恵子 宇都宮市五代3-1-31 (090-3235-2956)

第三者委員 大垣 裕史 宇都宮市鶴田町1952-13 (028-648-2603)

○宇都宮市保健福祉部高齢福祉課 (028-632-8989)

（受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時00分）

○国民健康保険団体連合会 (028-643-2220)

（受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分）

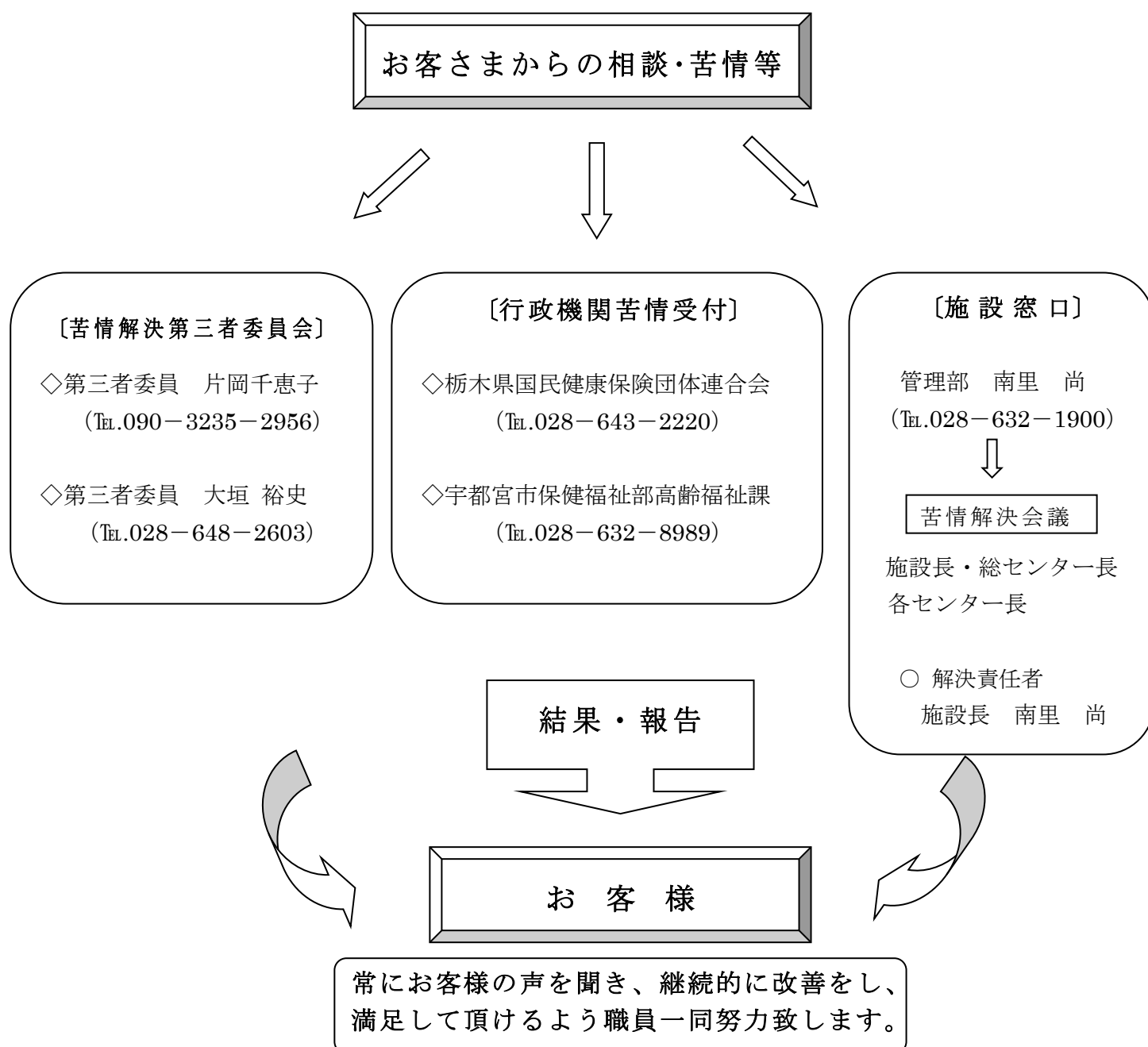
* 苦情処理の手順については「別紙」参照

1 2 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 正栄会
法人代表者役職・氏名	理事長 南 里 尚
本部所在地・電話番号	栃木県宇都宮市花房3丁目3番16号 028-632-1900
定款の目的に定めた事業	1. 第1種社会福祉事業 ケアハウス南の里（特定施設入居者生活介護） 2. 第2種社会福祉事業 デイサービスセンター南の里 デイサービスセンター南の里あい・あらはり 機能訓練型デイサービスセンター南の里ハピネス 3. 公益事業 介護相談センター南の里（居宅介護支援事業）

〔別 紙〕

《苦情の解決と処理マニュアル》



令和 年 月 日

本事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 栃木県宇都宮市下荒針町 3 4 7 3 - 9 7
社会福祉法人 正栄会
デイサービスセンター南の里 あい・あらはり
センター長 小 倉 晴 久 印

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から本事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 栃木県宇都宮市

氏 名 印

(代理人) 住 所 栃木県宇都宮市

氏 名 印